

令和8年度 第1回 棚倉町水道委員会 (説明資料)

令和8年8月5日(水) 午後6時30分

棚倉町役場 正庁(3F)

目 次

(1) 上水道の概要について	P 1
(2) 水道料金について	P 3
(3) 水道料金における料金体系	P 9
(4) 経営状況と今後の見通し	P11
(5) 経営戦略の基本方針	P21
(6) 水道委員会の開催スケジュール	P26

（１）上水道の概要について

【上水道事業の概要】

- ・昭和41年度に創設認可を取得し、昭和60年度までにほぼ町内全域への水道水給水事業を完了したところです。しかし、深井戸からの取水は年々、井戸水位の低下や水質の悪化がみられることから、新たな水源を確保する必要があり、大梅地区のダムから取水する計画をたてたものの工事費がかなり嵩むことと複数の反対意見を受けて断念した。

そのため、白河市や西白河郡が受水している堀川ダム（白河地方広域市町村圏整備組合）から受水する計画へと変更し、平成13年度からの第5次拡張事業の変更認可を受け、平成16年度までに管路や受水池の整備を完了し、平成17年4月から1日当たり3,000 m³を受水し、第1、第2、第6水源の水と混合して配水している。第5水源は逆川の一部・天王内・金沢内・小菅生に、第3及び第4水源は休止とした。

(2) 水道料金について

1) 水道料金とは

水道料金は、水道事業者が提供する給水サービスの対価として使用者から徴収するものであり、地方公営企業法第21条第2項では「公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされています。

2) 独立採算の原則

水道事業運営に要する経費は、地方公営企業法第17条の2第2項において「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされています。

3) 水道料金の設定について

受益者負担である水道料金の設定に当たっては、「公正妥当であること」「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること」「地方公営企業の健全な運営を確保することができること」「定率又は定額をもって明確に定められていること」「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」を踏まえて検討する必要があります。

4) 水道料金の算定方法

一般的に、水道料金は次のような手順で算定されています。なお、水道料金の算定の際には、全国の事業団体が加盟している「公益社団法人日本水道協会」が発行している「水道料金算定要領(令和7年2月改定)」を参考としています。

【水道料金の算定プロセス】

①財政計画の策定

- ・ 料金算定期間の決定（概ね3～5年程度）
- ・ 財政収支見積



②料金水準の算定（総括原価の算定）

- ・ 水道事業の運営に必要なすべての費用の算出



③料金体系の設定（個別原価の算定）

- ・ 個々の利用者から徴収する料金水準の設定

①財政計画の策定

(ア) 料金算定期間の決定

事業計画（経営計画）期間などを基に料金の算定期間を決定します。「水道料金算定要領」では、概ね3～5年程度とされています。

(イ) 財政収支の見積

収入や支出の見込の前提となる給水人口や配水量、企業債の発行方針などの見込を基とし、計画を実施した場合の収入と支出の見込を立てます。（収入は現行の料金体系に当てはめて計算します。）

②料金水準の算定（総括原価の算定）

①で立てた財政計画を基に、料金算定期間中の給水のために必要な総費用（総括原価）を算出します。

$$\boxed{\text{総括原価} = \text{営業費用 (A)} + \text{資本費用 (B)} - \text{控除額 (C)}}$$

(A) 営業費用：人件費、動力費、薬品費、修繕費、材料費、委託費、
減価償却費、資産減耗費、その他の営業費用

(B) 資本費用：支払利息、資産維持費

(C) 控 除 額：給水収益以外のその他の収益

③料金体系の設定（個別原価の設定）

②で算出した料金水準を満たす料金体系を設定します。

$$\boxed{\text{料金体系 (料金収入)} = \text{料金水準 (総括原価)}}$$

(3) 水道料金における料金体系

【水道料金体系】

(2ヵ月/税抜)

	0～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101～200 m ³	201～500 m ³
基本料金	3,400 円	—					
超過料金	—	220 円/m ³					

使用水量	10 m ³	20 m ³	30 m ³	50 m ³	100 m ³	200 m ³	500 m ³
水道料金	1,700 円	3,900 円	6,100 円	10,500 円	21,500 円	43,500 円	109,500 円
m ³ 単価	170 円/m ³	195 円/m ³	203.3 円/m ³	210 円/m ³	215 円/m ³	217.5 円/m ³	219 円/m ³

（４）経営状況と今後の見通し

①－a 算定期間の費用の予測

【費 用】

(単位：千円)

年度別	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	計
人件費	43, 260	44, 125	45, 007	45, 907	46, 826	225, 125
動力費	15, 103	15, 216	15, 332	15, 442	15, 545	76, 638
修繕費	17, 324	17, 671	18, 024	18, 385	18, 753	90, 157
委託料	30, 023	30, 023	30, 023	30, 023	30, 023	150, 115
減価償却費	120, 404	117, 235	114, 067	110, 898	107, 730	570, 334
支払利息	30, 302	37, 047	44, 173	47, 338	50, 491	209, 351
その他費用	13, 425	14, 294	15, 181	16, 083	17, 007	75, 990
受水費	92, 922	92, 922	92, 922	92, 922	92, 922	464, 610
合 計	362, 763	368, 533	374, 729	376, 998	379, 297	1, 862, 320

資産維持費＝3, 898, 100 千円(固定資産帳簿価格)×0. 4%÷15, 592 千円

料金対総経費＝1, 862, 320 千円＋15, 592 千円＝1, 877, 912 千円

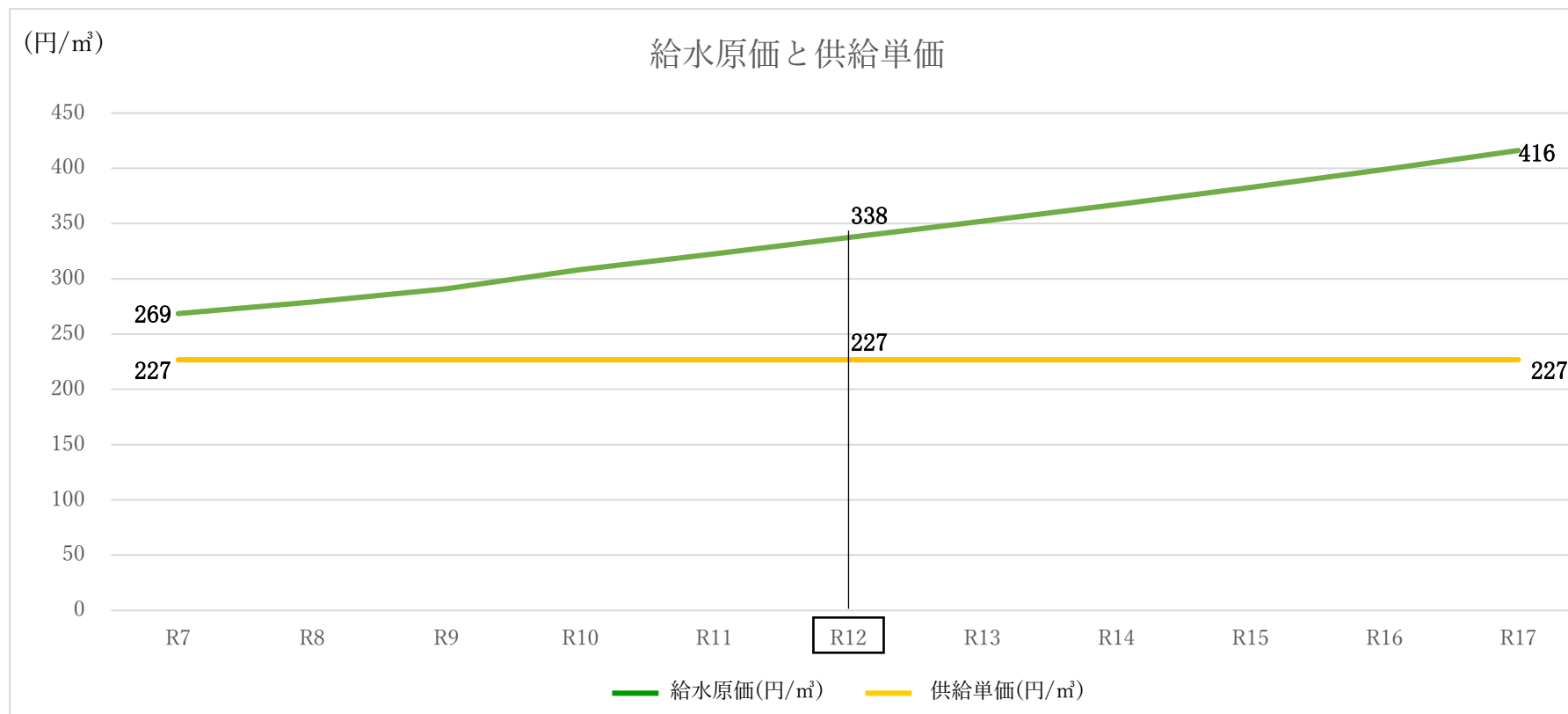
【収 入】

(単位：千円)

年度別	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	計
現行の料金収入	269, 291	265, 981	262, 753	259, 443	256, 133	1, 313, 601
料金収入以外の収入 (長期前受金を除く)	9, 647	9, 647	9, 647	9, 647	9, 647	48, 235
合 計	278, 938	275, 628	272, 400	269, 090	265, 780	1, 361, 836

料金収入等の料金対象経費に対する割合は、72.5%(1,361,836/1,877,912 $\div$ 0.725)で、料金で賄うべき給水原価の一部を、一般会計からの基準外繰入金等によって賄っていかなければならない状況である。

①給水原価と供給単価の見通し

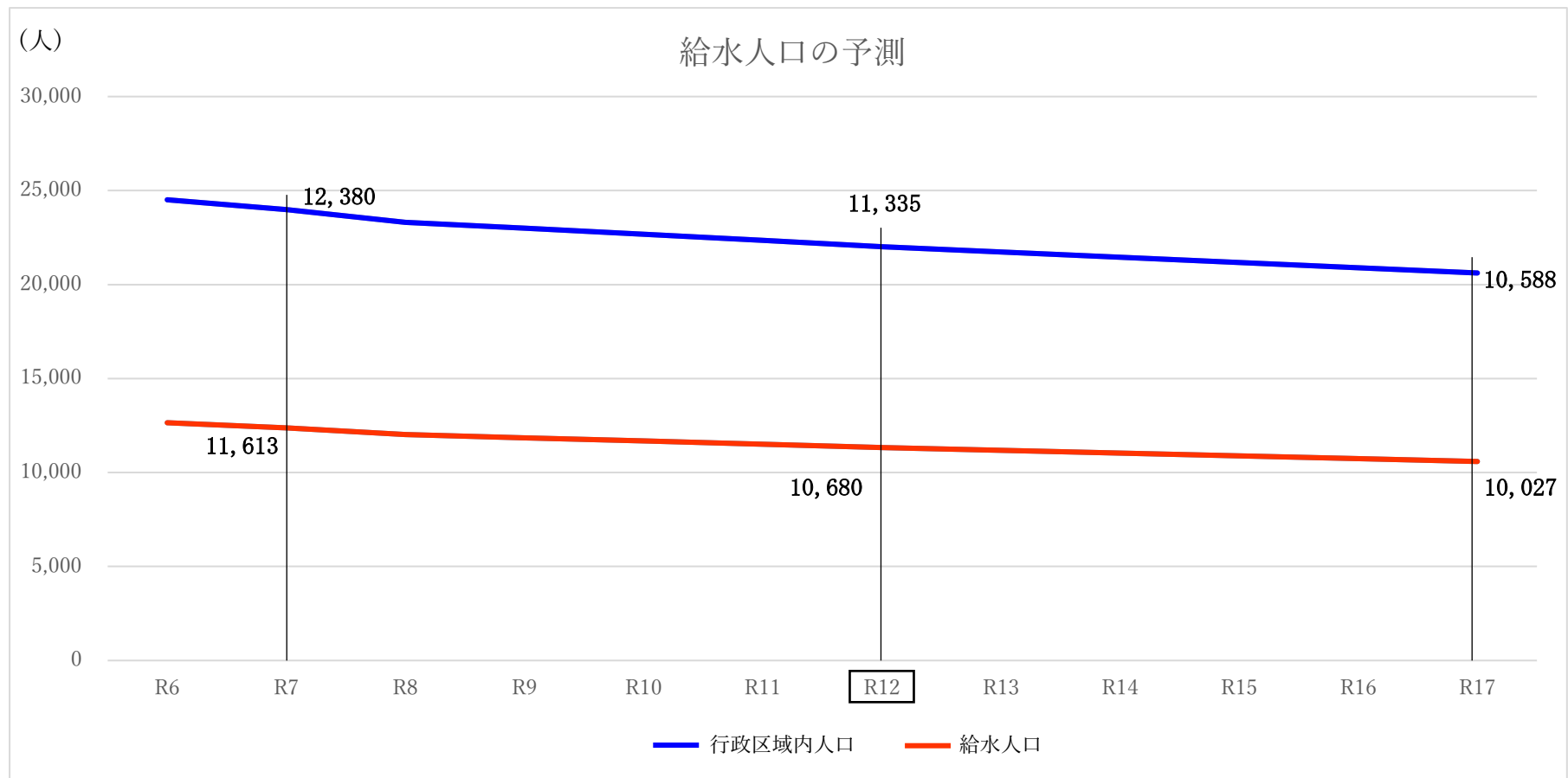


②使用料収入の見通し

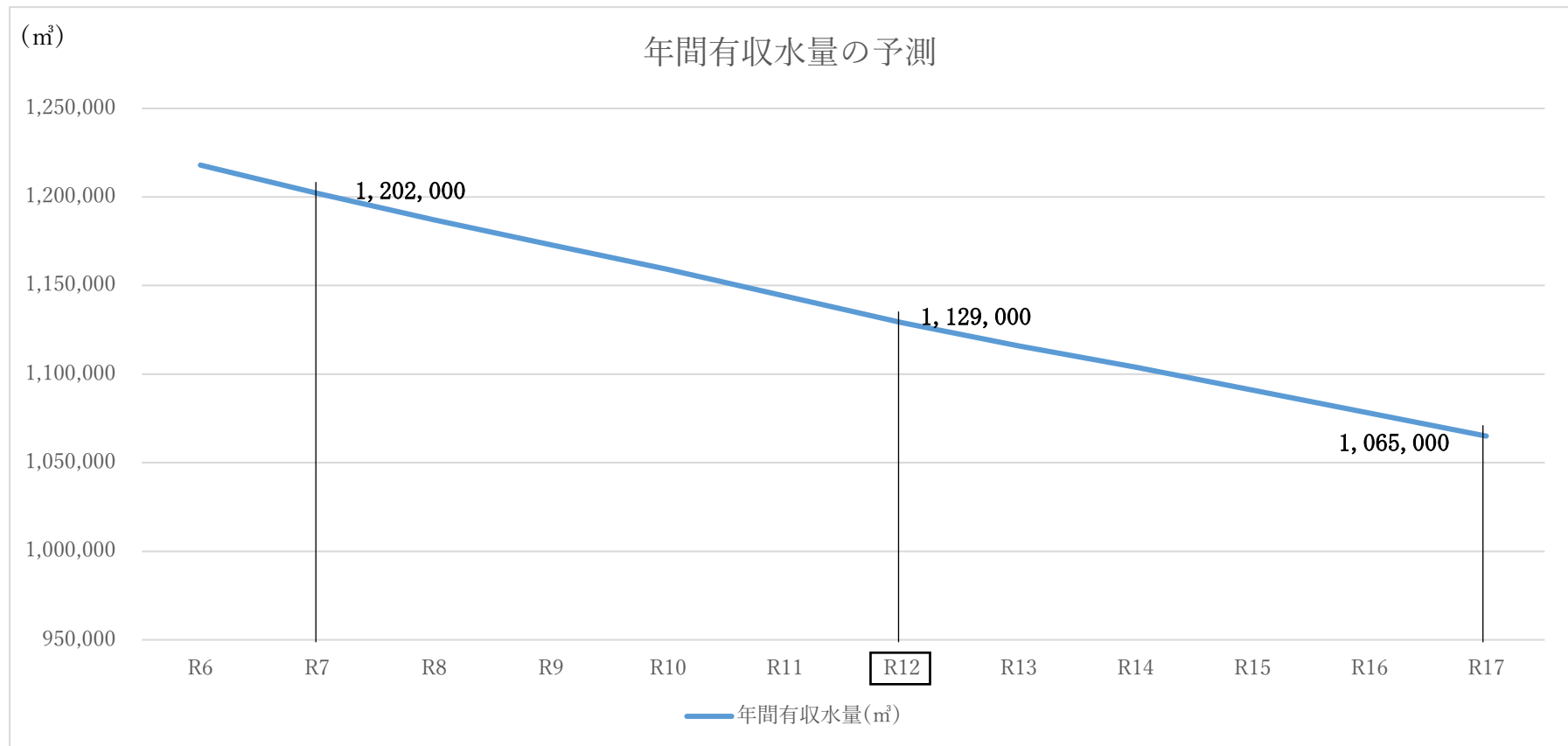
1) 減少要因

- ・人口減少社会の到来 ⇒ 有収水量の減
- ・節水型機器の普及 ⇒ 有収水量の減、使用料単価の減
- ・世帯構成人数の減 ⇒ 使用料単価の減

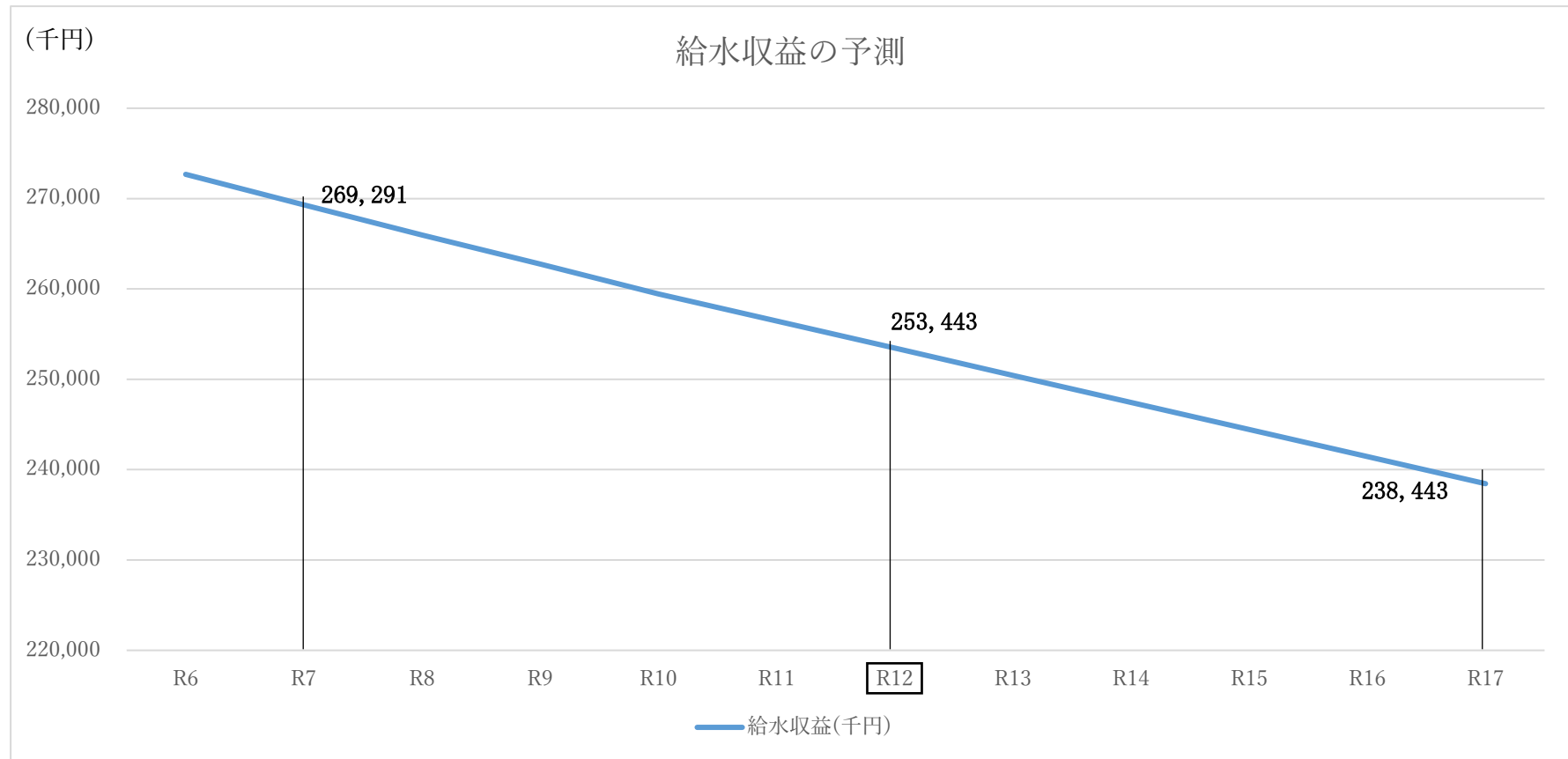
②ーa 給水人口の予測



②ーb 年間有収水量の予測



②－c 使用料収入の予測



③維持費の見通し

1) 維持管理費

- ・ 人件費、物価の上昇が予測される。 ⇒ 増加傾向

2) 資本費

- ・ 第5次拡張事業が平成16年度で完了し、拡張事業が当面の間ないため、今後、減価償却費に大きな変動はない。
- ・ 本町では、第5次拡張事業での企業債償還額が近隣市町村と比較すると負担が大きい原因となっているが、令和17年度に償還が終了することに伴い、支払利息も減少していく。

④建設事業等の見通し

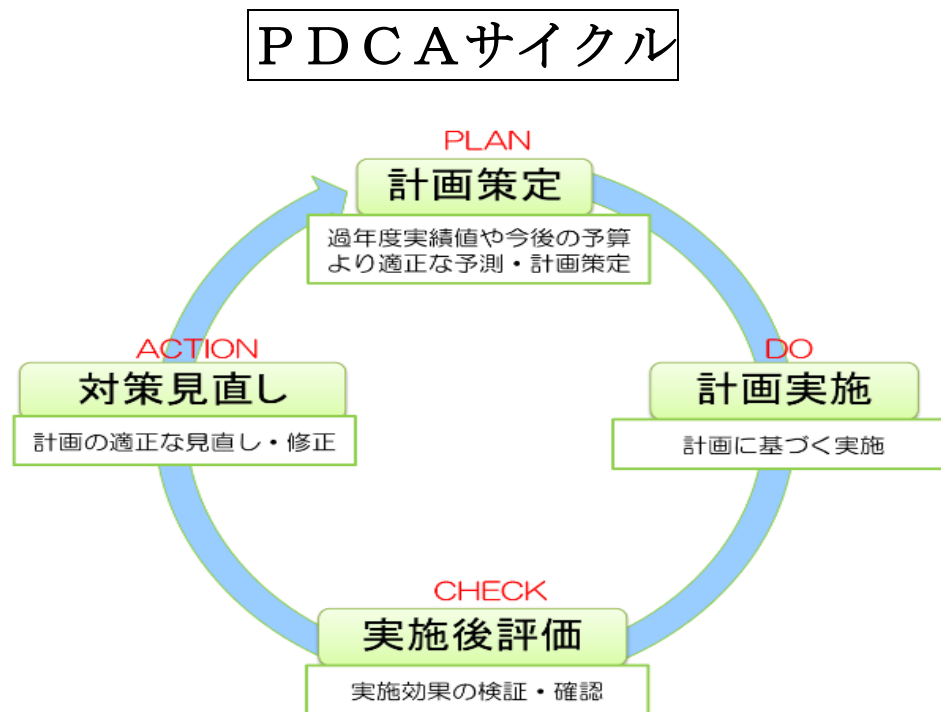
1) 水道事業

- ・平成16年度で第5次拡張事業は完了
- ・第3次拡張事業から法定耐用年数である40年を超える「配水管」が増加

（５）経営戦略の基本方針

①適正な使用料

一般会計からの基準外繰入金を極力減少させ、安定的・持続的な事業運営のために、**原則として5年ごとに適正な使用料の在り方**について検討を行います。



②水道施設の機能維持

【アセットマネジメント計画】

施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

◆コスト縮減効果

標準耐用年数で全てを改築した単純シナリオの場合と、健全度・緊急度や目標耐用年数など、リスク評価を考慮した本アセット計画書に基づいて改築を実施した場合とを比較する。

概ねコスト縮減額	資産の対象期間
約 1 1 9 , 0 0 0 千円／年	概ね 4 0 年間（R 8 ～ R 4 7）

③経営基盤の強化

【計画的な維持管理体制】

アセットマネジメントを実施し、各施設の更新工事費を年度で平準化し経営の安定化を図ります。

【水道料金の適正化】

給水原価と供給単価のバランスを十分考慮しながらも今後の更新工事費用が増大する見込みのため、水道料金体系の適正化を検討します。

【水道技術の継承】

現在、上水道係5名のうち2名が水道技術管理者の資格を取得していますが、職員の年齢層は40代～50代が中心になっているので、今後は若年層の職員を採用し、水道技術の継承を図ります。

「独立採算の原則」に則った

「水道使用料による自立経営」を達成するためには

使用料の見直しが不可避

(6) 水道委員会の開催スケジュール

【開催スケジュール】

項目	時期	審議事項等
第1回審議会	令和8年8月5日	・ 審議会への諮問 ・ 経営状況と今後の見通し
第2回審議会	令和8年10月中	・ 水道使用料の見直し ・ 算定期間と改定率について
第3回審議会	令和8年12月中	・ 使用料改定（案）について
第4回審議会	令和9年2月中	・ 審議結果まとめ ・ 答申に向けて

ご静聴ありがとうございました。